

都道府県行動計画の内容

※次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第7条に基づく行動計画策定指針
（平成26年11月28日告示）の抜すい

(1) 地域における子育ての支援

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成
- オ 地域における人材養成

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ウ 「食育」の推進
- エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- オ 小児医療の充実
- カ 小児慢性特定疾病対策の推進
- キ 不妊に悩む方に対する支援充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む。)

- ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

(7) 子どもの安全の確保

- ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ア 児童虐待防止対策の充実
- イ 社会的養護体制の充実
- ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- エ 障害児施策の充実等